

平成 21 年 9 月 11 日

各 位

会 社 名 シンワオックス株式会社
代表者名 代表取締役社長 佐藤 勝弘
(コード番号 2654 大証第二部)
問合せ先 取締役管理本部本部長 橋本 幸延
(TEL. 06-6683-3101)

外部調査委員会による調査報告（最終）に関するお知らせ

当社は、平成21年7月29日付「業績に影響を与える可能性のある事象の発生に関するお知らせ」および、8月6日付「外部調査委員会設置に関するお知らせ」にて公表のとおり、当社前代表である今田輝幸による横領の可能性が確認されたことに伴い、外部の専門家による調査委員会を設置し、調査を進めてまいりました。

外部調査委員会には、第三者の立場から、発生した事実の正確な把握、原因究明、再発防止策に関する提言等を依頼しており、平成21年8月25日付「外部調査委員会による中間報告に関するお知らせ」を経て、今般、同委員会による最終報告書を受領いたしましたので、別添にてご報告いたします。

当社は、同報告書の内容を真摯に受け止めた上、コーポレートガバナンスとコンプライアンス体制の充実、強化を図るなど、再発防止体制の構築に向け全社一丸となって取り組み、信頼の回復に向け全力を尽くしてまいります。

なお、「当社の見解および今後の見通し」に関しましては、下記をご確認いただきますようお願いいたします。

記

当社の見解および今後の見通しについて

今回の調査に関しましては、当該の事象の当事者である前代表取締役社長が行方不明の状態であり、かつ連絡が取れない中で、内部、外部の関係者へのヒアリングおよび会計帳簿等の調査を実施していただきましたが、現時点において、当人の証言が得られない以上、法的に最終の結論を導くには限界があるとの認識であります。

当社といたしましては、引き続き前代表の所在を搜索するとともに、損害賠償等について、今後検討をして参る所存であります。

また、同調査により、「簿外債務の存在を伺わせるような取引記録及び帳票類は見当たらない」との見解が示されており、当該事象の対象となった金銭についても2億3000万円の他に存在するとは考えにくいと認識しております。

なお、当社の会計監査人でありますアクティブ監査法人からは、当調査報告の内容を受け、当該の事象は、平成22年3月期第1四半期中に限定される事象であるため、現在進捗中であり平成22年3月期第1四半期決算に係る監査実施上、問題なき旨の見解をいただいております。従いまして、平成22年3月期第1四半期決算報告に関しましては、平成21年9月14日に提出する予定であります。

シンワオックス株式会社
代表取締役 佐藤 勝弘 殿

シンワオックス株式会社外部調査委員会
弁護士 上原 武彦
公認会計士 川島 育也

外部調査委員会最終報告書

第1 外部調査委員会により本件調査に至った経緯について

シンワオックス株式会社外部調査委員会（以下「当委員会」という。）は、平成21年8月6日、シンワオックス株式会社（以下「対象会社」という。）の要請により設置された。

当委員会の目的は、平成21年6月1日に、対象会社の前代表取締役（以下「A氏」という。）が独断でW信用組合に対象会社の預金口座を開設し、同日、対象会社が売却した店舗（事業譲渡）の売却代金3億円が当該口座に入金されると、その内2億3000万円を独断で手形依頼返却のために支出したことが判明したのを受け、これに関して事実調査を行い、発生した事実の正確な把握、原因究明、再発防止策に関する提言等を行うことにある。

なお、当職らは、対象会社との利害関係を有せず、当職らが構成する当委員会は第三者調査機関として設置されたものである。

第2 外部調査委員会の構成

当委員会は、以下の2名で構成される。

委員 上原 武彦（弁護士）

委員 川島 育也（公認会計士）

第3 調査方法等

1 調査期間

平成21年8月6日から同9月10日まで

2 調査方法

（1）関係者からの事情聴取

（2）対象会社より提出を受けた書証等の調査

（3）株式会社イ社（以下「イ社」という。）より提出を受けた書証等の調査

なお、A氏については、平成21年7月18日に、対象会社従業員B氏（以下「B氏」という。）がA氏の自宅付近で面会したのを最後に、本最終報告書作成時点まで行方不明であり、かつ連絡も取れない状態である。そのため、A氏しか知りえない事情に関しては、他の客観的な帳票等により明らかとならない場合には正確な事実を把握することは困難である。

3 調査内容に関する限定

本件調査の期間が上記の通りであり調査に時間的な制約があったため、調査の対象に限定を設け、その限定された内容の中で、正確な事実の把握に努めた。つまり、当委員会は、前決算期である3月決算以降に生じた事実である手形の振出及び2億3000万円の入出金に関連する事実を中心に調査を進め、現時点で把握することのできた事実について報告を行うものである。

なお、中間報告以降においても調査を進め、過去二年分の取締役会議事録、監査役会議事録、社長決裁稟議書、総勘定元帳と普通預金通帳及び当座勘定照合表の突合せ、支払に関する業務フローの調査を行うなどの事実調査を行った上で、本最終報告を行うものである。

第4 本報告書作成時点において当委員会が認定した事実経過及び当委員会の意見

1 本報告書作成時点において当委員会が認定した事実経過

(1) 約束手形が振り出された経緯について

ア 平成21年4月8日、A氏は、当日東京に出張中であった財務の総括責任者であるC氏（以下「C氏」という。）へ電話し、C氏に対し、振出人欄のみ記名の上届出印を押捺し、他の部分は白地とした約束手形用紙を渡すように要求した。

その理由は、対象会社の債権者である株式会社ロ社（以下「ロ社」という。）と翌4月9日に債務の支払猶予の交渉をするためにその手形を見せる必要があると言うものであり、「交渉の中で使うから出してくれ。」「ロ社の担当者に見せるだけであって振出交付することは絶対にしない。」「あくまでも待つてもらうための交渉手段だ。」と言った。これに対しC氏は、即座に「それは無理である。」と拒否した。

しかし、A氏は「持って行くか行かないかで、ロ社が待つかどうかが決まる。」と言って、自分に白地の約束手形を渡すようC氏に命じた。C氏は、社長命令である以上従わざるを得ないと考えて承諾し、対象会社従業員D氏（以下「D氏」という。）に電話をして、A氏に対して白地の約束手形を渡すように指示した。

イ C氏は、白地の本件約束手形を作成するよう指示した当日の夜、A氏に対して、同手形を振出交付しないように念を押す内容のメールを送った。

その後、C氏はA氏が本社に出社したときなどに白地の本件約束手形の返還を求めたが、A氏はまだ交渉のために必要だと言って返還せず、自分がそれを持っていると言っていた。

ウ 平成21年5月19日の取締役会が終わった後に、C氏が、A氏に対し、白地の本件約束手形がどこにあるのか聞いたところ、A氏は前言を翻して、イ社に渡したと答えた。A氏によるとその理由は、対象会社にはイ社に対する2億3000万円の簿外債務がありその弁済のために渡したということであった。支払期日は同年5月末日であるとのことであった。

C氏は、このA氏の話をもとに信用できず、なおA氏がこの約束手形を持っていると思っていた。なぜなら、この約束手形が交換に回れば間違いなく不渡りになるということを、A氏も十分承知しているはずであったからである。

ところで、C氏は、対象会社にはA氏が言う2億3000万円の簿外債務などなく、A氏個人のイ社に対する債務であると考えていたが、万一A氏が本当にこの約束手形をイ社に渡していれば大変なことになると思い、A氏に対して、イ社からこの約束手形を返してもらうように言った。しかし、これに対してA氏は何も答えなかった。

その後同年6月1日になって、A氏が、白地の本件約束手形につき、手形金額を2億3000万円とし、振出日を同年4月8日、支払日を同年6月1日、受取人を「(株)ハ社」(訂正後「イ社」)と記載して白地部分を補充した上振り出していたことが判明した。

そして、後記経緯のとおり、対象会社が売却した店舗（事業譲渡）の売却代金3億円の中からA氏が2億3000万円を出金してイ社に支払い、イ社が本件約束手形の依頼返却をかけて、結果的に対象会社に返還された。

(2) C氏が上記本件約束手形の件につき取締役会及び会計監査人に報告しなかったことについて

C氏は、本件約束手形がA氏に渡されたこと及びA氏がそれを対象会社に返還しないことを取締役会及び会計監査人に報告しなければならないという認識を有していたが、本件約束手形を取り戻すことを優先して全力をあげることにした。なぜなら、A氏によると支払期日が5月末日ということなので、本件約束手形をそれまでに取り戻せなければ、手形が不渡りとなるのであり、そうならなれば、そもそも後発事象として報告の上、株主総会を開くということの大前提を欠くことになってしまうからであった。

(3) A氏によるイ社からの2億3000万円の借入について

ア 対象会社は、平成20年5月15日に二社との間で資金調達に関するアドバイザリー契約を締結し、16億0030万円を第三者割当増資する方法で資金調達することとし、その手数料として2億7300万円を前払いしていた。しかし、二社は6億9940万円の資金調達しかできなかったため、対象会社は前払い手数料のうち資金調達不足分に相当する1億3312万円の返還について、二社に対して、平成20年6月21日付けの催告書を送付して請求していた。二社からは、同月23日付けの「ご回答書」をもって、1億3312万円を返還すべきものと考え、早急に日程を確定して再度返答するとの回答を得ていたが、未だ支払いがなされていない状況であった。

その中で対象会社は、平成20年度の決算を担当していた会計監査人からこの返還金について質問を受け、平成20年度の決算の後発事象としての説明が不十分として、有価証券報告書に添付する監査報

告書にも署名できないと迫られていた。

万一会計監査人からの監査意見をもらえないときは、株主総会も開けず、上場廃止となることは明らかであった。ニ社をアドバイザーと呼んで来たのはA氏であり、A氏は対象会社に手数料を前払いさせたことにつき責任を感じていた。

またこれとは別に、A氏は、D氏に命じて、平成20年6月6日、1億円を株式会社ホ社（以下「ホ社」という。）に振込送金させた（この送金の理由については2項で後述するとおり不明であるが、対象会社の帳簿では仮払金として処理されている。）。

A氏は、平成20年6月25日ころ、ニ社に関する会計監査人（平成19年度の会計監査を担当していた監査法人）からの追及を理由に、上記1億3312万円を調達しようとし、さらに、ホ社に送金させた1億円について会計監査人から追及されることを避けるために同額を調達しようとし、イ社の代表取締役E氏（以下「E氏」という。）に対して、対象会社が借りると伝え、イ社からその取引会社であるハ社を介して2億3000万円を借り入れた（この借入の当事者については、2項で後述するとおり現時点で確定的な認定はできない。）。

なお、E氏はA氏から、「ファンドに増資の手続を依頼したが上手くいかず、増資が半分にとどまったため、ファンドに支払った手数料のうち2億3000万円が会社に返還されなければならないが未だに返還されない。2億3000万円が戻ってこなければ監査証明を出せないと会計監査人から言われた。そうすると上場廃止になってしまう。」と説明して、対象会社の資金繰りのために2億3000万円の借入れを申し入れられたとしているが、上記のとおりニ社から返還されるべき金額は1億3312万円であり、A氏のE氏に対する説明には虚偽がある。

イ その後、平成20年6月25日、振込銀行をW信用組合とし、振込名をニ社とする1億3000万円が対象会社のX銀行口座に入金された。さらに、A氏は、C氏に対して、312万円を現金で手渡した。A氏の説明によると、この振込分と手渡した現金は、ニ社からの返還金分であるとのことであった。C氏はA氏の話を用いし、その旨帳簿に記載している。

さらに、同日、同じく振込銀行をW信用組合とし、振込名をホ社とする1億円が対象会社のY銀行口座に入金された。対象会社としては、その内容は不明であるが仮払金が返還されたものとして帳簿上処理されている。

ウ 上記アのとおり、イ社はA氏に求められて、ハ社を介して2億3000万円を支出したが、イ社が2億3000万円を振り込んだハ社の口座はW信用組合にあった。そして、ハ社の同口座に振り込まれた2億3000万円は、全額一旦現金で出金され、平成20年6月25日に、W信用組合から、ニ社及びホ社という異なる会社名で、対象会社のX銀行口座及びY銀行口座に振り込まれた。つまり、上記イの合計2億3000万円の対象会社に対する銀行振込入金の前原資は、A氏がイ社からハ社を介して借り入れた2億3000万円であった。

イ社としては、A氏からの依頼であることから、2億3000万円は当然対象会社に対する貸付と認識している。これに対して、対象会社にはイ社との間の金銭消費貸借契約書もなく、取締役会に報告も一切なされていないし、対象会社の銀行口座への入金の摘要においてもイ社の名前は一切出てきていないため、対象会社にはイ社から2億3000万円を借り入れたという認識はない。

エ A氏は、平成20年6月25日ころ、E氏に対し上記2億3000万円について1週間で返済すると約束したが、履行できなかった。その後、E氏はA氏に対し、再三にわたり上記2億3000万円の返済を求めた。

平成21年4月に至っても、A氏はイ社に対して上記2億3000万円を返済できずにいた。そこで、A氏は、上記2億3000万円の支払いのために、白地の本件約束手形につき、手形金額を2億3000万円とし、振出日を同年4月8日、支払日を同年6月1日、受取人を「ハ社訂正後イ社」と記載して白地部分を補充した上、イ社に振り出した。

(4) A氏による2億3000万円の出金及び手形決済資金としての使用

ア W信用組合の対象会社名義口座へ3億円の入金について

対象会社は、平成21年4月30日に、株式会社へ社（以下「へ社」という。）との間において締結した事業譲渡契約（対象会社が経営していた飲食店12店舗の営業権及び店舗資産の譲渡）により、へ社に対して、事業譲渡の対価として3億円の事業譲渡代金請求債権を取得した。

ただし、3億円の支払いについては、店舗の賃借権の譲渡に関する賃貸人の承諾が全店舗につき得られたときとされていた。

ところが、まだ賃借権の譲渡が全て完了していないにもかかわらず、同年5月29日ころ、A氏が

事業譲渡の相手方であるへ社及びそのスポンサーである株式会社ト社のF氏に頼み込んで、同年6月1日に3億円を支払ってもらえるようにした。

さらに、A氏は、社用印章について銀行印は2個と定める対象会社の印章管理規程第4条2号に違反して、自ら対象会社の3個目の銀行印を新たに作成し、W信用組合に対象会社の口座を開設して、へ社から3億円を振込入金させた。もちろん、A氏はこのことを事前にも事後にも取締役会に報告していなかった。

イ A氏による2億3000万円の出金及び約束手形の依頼返却について

同年6月1日、A氏により、へ社との間で上記事業譲渡代金の決済が行われ、へ社からW信用組合の対象会社名義の新設口座へ3億円の入金があったが、A氏により同日中にその内2億3000万円の出金が行なわれた。

A氏は、この出金した2億3000万円を、本件約束手形振出の原因となった2億3000万円の借入金債務に対する弁済としてイ社に支払った。このとき、本件約束手形については、イ社のE氏が、A氏から依頼を受け、依頼返却をかけていた。その後、同日午前中に、C氏はZ銀行から、本件約束手形の依頼返却があった旨の連絡を受けた。

ウ 本年6月1日、C氏が、A氏が2億3000万円を出金した事実を知った経緯

平成21年6月1日、A氏からC氏へ電話があり、C氏はA氏にホテル日航大阪へと呼び出された。同日午後2時ころ、C氏は同ホテルへ出向き、同ホテル2階の喫茶店でA氏と面談した。

その際、C氏は、席に着くや否や、A氏から対象会社名義のW信用組合の通帳と、その銀行印を渡された。C氏が同通帳の内容を見ると、同通帳は平成21年6月1日に作成されたもので、同日付で3億円が入金されており、摘要欄に「店舗売却費」と記載されていた。そして、さらに同日付で、3億円のうち2億3000万円が出金されており、摘要欄に「手形依頼返却」と記載されていた。

C氏は同通帳の存在をこのとき初めて知ったが、3億円の入金の摘要として「店舗売却費」とあることから、この3億円はへ社への事業譲渡の代金としてへ社から振り込まれたものであると直ちに理解した。

すると、A氏は、C氏が質問するまでもなく、2億3000万円の出金について「使ってしまったので、俺の処分は任せる。」との発言をし、「印鑑を1日で作らせて、通帳も作った。」と付け加え説明した。

同日の午前中に、Z銀行から約束手形の依頼返却があったとの連絡を受けていたC氏は、A氏との間の上記やり取りにより、同年4月8日にA氏に渡された白地手形が既に振出交付されて取立に回されていたこと、A氏がへ社から対象会社に支払われた事業譲渡代金3億円のうち2億3000万円を使って上記手形の依頼返却手続を行ったことを認識した。

A氏は白地手形を振り出していないと信じていたC氏は、手形を回収するために事業譲渡代金の一部が使われたという事実に驚き、呆然とした。

そして、C氏が今後の対応について「どうされますか。」とA氏に尋ねると、A氏は「自分がファンドマネージャーとして運用を任されている海外資金から入金がある。入れば会社に返済する。」と答えた。

エ C氏が、A氏が2億3000万円を使い込んだ事実を取締役会及び会計監査人に伝えなかったことについて

上記ウ記載のとおり、C氏は、A氏から、海外資金を利用して2億3000万円を対象会社へ返済するとの説明を受けていた。また、A氏から、「6月10日には返済する。6月10日に返済できなくとも、6月20日には返済する。」との説明を受けていた。

さらに、C氏は、6月20日経過後も、A氏は2億3000万円の資金調達のために東京や香港へ出張していると報告を受けていたし、A氏から入金の準備をするよう指示を受けて、対象会社の従業員であるD氏、B氏を銀行に待機させるといった事実もあった。ここ数年、A氏は会社の資金調達を一手に引き受けており、増資においても16億円を実現し、2007年、2008年に各々4億円、2億円の融資を取り付け資金調達を実現した経緯があった。

そのため、C氏は、それらの実績からA氏が2億3000万円を対象会社に返済するものと信じ、取締役会や会計監査人に報告をしなかった。

平成21年7月15日、留守電に「香港の資金が今日動くので香港に調整に行ってくる」という連絡があった。

ところが、同年7月17日ころから、A氏と連絡が取れなくなったため、C氏は、資金調達は事実

上不能であると判断し、A氏による2億3000万円の使い込みについて取締役会及び会計監査人に対して報告したものである。

オ C氏の責任に関する当人の意見

当委員会がC氏に対し、C氏がA氏へ白地手形を交付するようD氏に指示したこと、C氏がA氏の白地手形不返還の件及び2億3000万円の使い込みの件について取締役会及び監査役会へ報告しなかったことに関する責任について意見を求めると、C氏は、自らの行為が不適切であり、取締役としての規範意識が欠如していた責任は重く、深く反省しているとの弁を述べた。

その後、C氏は、平成21年8月25日に、取締役会において取締役を辞任しこれが受理されている。

2 当委員会の意見

(1) A氏が、個人的な資金需要のもとに2億3000万円を借り入れた可能性が高いと思われることについて

ア A氏は、会計監査人に対して二社から1億3312万円の返還があったことを装うためだけであれば、イ社から2億3000万円を借入れる必要はない。A氏は、E氏に対して前述の理由を説明し、二社から返還されるべき1億3312万円に約1億円を上乗せして借入れを申し込んだ。すなわち、A氏は二社から返還されるべき金額が2億3000万円であると虚偽の内容をE氏に告げたのである。1億円については真実の理由を説明できなかったことからすると、平成20年6月6日に対象会社からホ社に振込み送金されている金員が、A氏個人のために使用されたという可能性が高いといえる。

イ また、平成20年6月25日にイ社が2億3000万円を振込んだハ社の口座からいったん現金で出金された2億3000万円が、同じ金融機関から、同日に、二社、ホ社という異なる会社名で対象会社に振込まれている件に関しても、このような操作をすることが可能なのは、対象会社及びイ社両社の事情に通じた者だけであることからすれば、それはA氏しか考えられない。すなわち、対象会社の借入れであるなら、ハ社の口座から対象会社の口座に直接振込みする必要があるにもかかわらず、ハ社は、あえて上記のようにいったん現金として出金した上、振込み元を意図的に隠蔽して対象会社に振込んだのである。ハ社としては、上記2社の名前を知らないことから、この振入は、A氏の指示において行われたと見るのが相当であると思われる。

ウ さらに、A氏は、C氏に対して、二社からの返還金分であるとして、312万円を現金で手渡したが、他の会社のために自己の312万円を支出するというのは不自然である。このことから、A氏は、返還されるべき1億3312万円について既に回収したが、自己のものとして着服した可能性も考えられる。

エ そして、A氏は、平成21年4月8日に、C氏に手形を振り出させる際に述べた理由と異なり、実際には手形を受け取った同日中に金額欄に2億3000万円と記載して、イ社（受取人欄の記載は当初は「ハ社」であったが、訂正されて「イ社」とされている。）に本件約束手形を振り出している。A氏は、平成20年6月25日ころにイ社から2億3000万円を借り入れた際に、1週間後には返済するとE氏に対して約束したが履行できず、E氏から再三にわたり返済を求められていたという状況にあり、この支払のために手形をイ社に振出交付したものである。

すなわちA氏は、C氏に虚偽の使用目的を告げて本件約束手形を対象会社から持ち出させたのである。

オ また、対象会社がハ社との間で締結した店舗の譲渡契約では、賃貸人の賃借権譲渡の承諾が必要という条件が付されているにもかかわらず、A氏は、まだ賃借権の譲渡が全て完了していない同年5月29日ころ、店舗売却の相手方であるハ社及びそのスポンサーであるト社のF氏に頼み込んで、同年6月1日に3億円を支払ってもらえるようにした。さらに、A氏は、社用印章について銀行印は2個と定める対象会社の印章管理規程第4条2号に違反して、対象会社の3個目の銀行印を新たに作成し、W信用組合に対象会社の口座を開設して、そこにハ社からの3億円を振込入金させたという事実が認められる。

このように、A氏がハ社からの入金を急いだのは、本件約束手形が交換に回れば対象会社は間違いなく倒産するということをA氏も十分承知しており、そのため、手形を依頼返却するようE氏に依頼して依頼返却をしてもらうための資金を手形が決済される（支払日欄の記載は6月1日）までに調達する必要性が生じたからであると思われる。

そして、6月1日、ハ社から、A氏が新設したW信用組合の対象会社名義口座へ3億円の入金が

あったが、A氏により同日中にその内2億3000万円の出金が行なわれた。A氏は、この出金した2億3000万円を、本件約束手形振出の原因となった2億3000万円の借入金債務に対する弁済としてイ社に支払った。このとき、本件約束手形については、イ社のE氏が、A氏から依頼を受け、依頼返却をかけた。

カ その後、平成21年6月1日午後2時ころ、C氏がA氏と面談した際の事情は前述の通りであるが、A氏は、C氏が質問するまでもなく、2億3000万円の出金について「使ってしまったので、俺の処分は任せる。」との発言をした。これは、A氏が会社の金を無断で自己のために使ったという事を自白しているものと判断できる。

つまり、A氏は、対象会社の店舗売却代金から2億3000万円を無断で使用したことを認め、それにより対象会社にできた穴を自己の運用する資金で補充すると言い自ら工面しようとしていたのである。このことから、A氏は、店舗売却代金から抜き出した2億3000万円を、対象会社の債務の返済に充てるためではなく、自己の債務の返済に充てるために使用した可能性が高いといえる。

キ さらにその後、平成21年7月18日に、B氏がA氏とA氏の自宅付近で面会したのを最後に、A氏は本報告書作成時点まで行方不明であり、かつ連絡も取れない状態である。そして、平成21年8月7日に、A氏の自宅からA氏が書いたと思われる遺書らしき書置きが発見されている。

このことから、A氏は2億3000万円について、自己のために使う意図で出金し、対象会社の財産に穴を開け、それに対する返済の目処も立たないことに責任を感じていた結果、逃走し、身を隠したものと思われる。

もし、A氏が、2億3000万円を対象会社のために借り入れたとするのであれば、自ら取締役会に出席し、その用途及び理由を説明できるはずであるが、それをせず、音信不通としていることは、A氏個人の資金需要のために2億3000万円を出金した可能性が高いものと考えられる。

ク 以上検討してきたように、これらの事実関係を総合して判断すると、A氏は、イ社から借入れた2億3000万円を個人のために使用し、その返済のために、対象会社に入金されるべき店舗売却代金3億円のうち2億3000万円を引き出した可能性が高いものと考えられる。

(2) A氏が2億3000万円を対象会社の資金需要のために借り入れた可能性を否定しきれないことについて

ア しかしながら、他方で、当該借入れ当時、A氏は対象会社の代表取締役であったこと、イ社の代表取締役の認識では貸付の相手方は対象会社であると認識していたこと、対象会社の会計監査人から二社からの未収となっている1億3000万円の返還金について質問を受け、平成20年度の決算の後発事象としての説明が不十分として、監査意見が書けない、有価証券報告書に添付する監査報告書に署名できないと迫られていたこと、ホ社への対象会社からの1億円の出金についても、監査意見をもらえないということとの関係では、対象会社は1億円の入金自体は必要としていたといえる。

また、平成20年6月6日に1億円が対象会社からホ社に振込送金されているが、この振込送金の理由については不明である。この送金の理由が、A氏の個人的な債務の返済、若しくは従前の会社の資金調達の際に必要なコスト等簿外債務の返済に充てることを使途としていたのか、又はその両目的が混合していたのか、A氏から事情聴取できていない現時点では不明である。

ちなみに、A氏は、対象会社の運転資金確保のために、平成19年5月1日にイ社から4億円を借入れ（返済は同年9月28日）、平成20年7月31日にA氏自ら対象会社に2億円を貸付け（返済は同年10月1日）ている。この借入金のうち4億円についてはこれに対する利息などは一切対象会社の元帳等に計上されていない。更に、2億円については年3パーセントの利息が計上されているが、全て未払いのまま残っている。しかし、A氏が、これらの金員を無利息で調達したとは考えられないところである。A氏において、この資金調達コストがどのように処理されていたのかは不明であるが、もし、資金調達コストが相当程度必要であった場合は、それは対象会社において負担すべきものであると考えられるところである。

このことから、2億3000万円をイ社から借入れた後に、対象会社に対して振込まれたホ社からの1億円、二社からの1億3000万円については、A氏が対象会社のために2億3000万円を使用した可能性も否定できない。

イ しかしながら、A氏は、本報告書作成時点まで行方不明であり、かつ連絡も取れない状態であるため、A氏しか知りえない事情に関しては、他の客観的な帳票等により明らかとなっていないため、

正確な事実を把握することは困難である。このような事情からすれば、確定的な認定はできないため、可能性の有無の判断にとどめるものである。

(3) 本件のような代表取締役の独断による出金が行われた背景には、以下のような点があったと認められる。

ア 対象会社は、ここ数年経常に資金繰りに窮しており、金融機関、ファンド、その他資金の出し手との交渉は、実質的にも経営を主導してきた代表取締役であるA氏が、交渉力にも秀でていることもあって、一手に引き受けて行っており、資金調達に成功してきていた。

イ 資金調達については、借入によるもの、増資によるもののいずれにしても、イ社が対象会社に貸したと主張している2億3000万円以外については、取締役会での承認が行われてきていた。但し、前述の4億円の借入については、口頭での取締役会での了解はあったが、取締役会議事録にその記載はされていない。前述の2億円の借り入れについては、金銭消費貸借契約書が作成され、取締役会議事録にもその旨の記載がなされている。しかし、前述の通り、2億3000万円については、取締役会において口頭の報告もなければ、イ社との契約書も存しないし、イ社からの入金事実もない。

ウ その中で、対象会社の取締役会などにおいて、資金調達は、A氏にまかせておけば、あるいは、A氏の指図によって動けば間違いがないという土壌が育成されてきた。

エ そうした中で、白地手形発行の依頼がC氏に対して行われた。C氏は当初は拒否したものの、上述した環境の下、A氏の言に従わざるを得なくなったと推測できる。

尚、平成20年10月29日に額面金額が1億円の約束手形が3通、額面金額が2億円の約束手形が1通作成されているが、いずれも書損として処理され振出交付されていなかった事実がある。また、平成20年10月31日に額面金額が1億円の約束手形が8通作成されたが、いずれも返却されていた事実がある。これらは、A氏が、対象会社の運転資金のための借入に使うためと称して作成させたものであったが（借入先の詳細は不明である）、最終的には金利・手数料が高額になることから借入を行わず、返却処理され、振出交付されていないという事実もあった。

このような過去の経緯もあったことから、C氏が、A氏の指示に従わざるを得ない環境があったものと推測できる。

オ 次にA氏独断による出金が行われている。これについては、C氏にとっては寝耳に水の状態であった。A氏により、勝手に社印が作成され、銀行口座が作成され、その口座に入金が行われ、その口座からすぐにイ社に出金されるというようなことは、想像もしていなかったとは考えられる。

カ 6月1日にこの事実を知った時点で、C氏は、取締役会に報告すべきであったと考えられるし、会社として債務認識のないイ社に対して支払が行われたもので、上場会社として何らかの開示は行うべきではなかったかと考えられる。

キ 7月19日にA氏の所在がわからなくなるまで、A氏及びC氏は、出金の事実を報告しなかったわけであるが、これについて、取締役会及び監査役会は気づいていない。取締役会及び監査役会の監督機能、監査機能に問題があったかどうかであるが、当時の代表取締役であったA氏と財務担当役員であるC氏が結果的に共同で一切を隠した状態を続けた事実を1ヵ月半の間で発見あるいは見抜くことは困難であったと考えられる。

第5 簿外債務の存在について

調査した範囲内においては、簿外債務の存在を伺わせるような取引記録及び帳票類はなかった。更に、A氏が行方不明となって2ヵ月近くなるが、債務の支払いを対象会社に要求してくる人物ないし会社が存在していないことをもってしても、新たな簿外債務はないと思われる。

第6 再発防止策の提言

本件A氏による、2億3000万円の出金及びイ社への弁済については、A氏個人の資金需要に基づく借入の可能性が高いが、一方、対象会社の簿外債務返済のためのものとも否定できず、その確定は出来ない。

しかし、前述の通り、A氏が、C氏に命じて白地の約束手形を発行させたこと、W信用組合に対象会社の口座を作り、へ社から3億円を振り込ませて、その内2億3000万円を出金したということは事実である。かかる事実が発生したことに関しては、A氏自身の規範意識の欠如に起因するものであることは勿論のことながら、対象会社の取締役会及び監査役会における代表取締役の職務執行に対する監視・抑制（コーポレートガバナンス）が適正に機能していなかったこともその一因であると考えられる。

勿論、本件は、A氏が独断で行動した結果であり、それを結果的に知ったC氏が取締役会に報告しなかったことが、取締役及び監査役による監視機能が効果を発揮しなかったものといえるが、その前段階において、対象会社においては、本件と同種の事案が生じることのないよう、また、株主に不利益を及ぼすような事案の発生を予防すべく、全社的な規範意識の徹底、ガバナンスが実効的に発揮されるような体制の整備、手形の振り出し、資金の借入などに関する社内規程の策定等、一定の改善可能な点があると思われる。

当委員会としては、以上の観点から、再発防止策として以下の提言を行う。

1 コンプライアンス体制の構築、法令遵守の意識の向上

本件のような行為の再発を防止するためには、防止体制の整備と役員及び従業員の規範意識の強化である。

会社法は、株式会社は取締役の職務の執行が法令定款に適合することを確保するための体制、その他株式会社の業務の適正を確保するために必要な体制の整備を要求しているが、このいわゆる内部統制システムの再構築が行われ、不適正な行為に対するチェックがなされうる体制の整備が急務であるといえる。これには、単に体制の整備だけではなく、全社的な規範意識の強化につながる、外部の専門家などによるコンプライアンス研修・教育が行われることが求められるものである。

更に、重大事案に関する取締役会への報告体制を整備する等、取締役会による代表取締役の監視が行き届くことが担保できる体制の整備も必要であるといえる。

2 社内規程の制定、及び役員、従業員への周知

- (1) 本件のように、対象会社では、様々な行為が代表取締役の独断で行える環境にあったが、これを是正するためには、手形、小切手や銀行印等の重要な財産が濫用されたり、代表取締役の独断の命令でそれらが濫用したりされないよう、社内規程の制定などの措置を講じるべきである。

更に、上記重要な財産の管理状況について、定期的に確認することを制度化するなどして管理体制を整える必要がある。

- (2) また、本件において、A氏の独走を許した背景には、他の役員及び従業員のA氏による資金調達に対する過剰な信頼があったといえる。

これが、取締役、監査役、従業員のA氏に対する監視を弱めた原因であるといえる。

しかしながら、そもそも、会社法第362条第4項により多額の借財等一定の重要な業務執行の決定については代表取締役に委任することはできないとされ、代表取締役の権限に制限が設けられている。かかる制限が、例えば、対象会社の資金調達の面においてはどのような内容であるのか（取締役会での決議なしに借入れする場合の借入額の上限はいくらまでか等）を具体的かつ明確にすべく、これらにつき詳細に規定した社内規程（取締役会規程等）を制定すべきである。

- (3) 上記の社内規程による制約を実効らしめるために、これらを制定した上、役員及び従業員に周知徹底し、その遵守を促す制度を設ける必要がある。外部の専門家による講義等、従業員教育制度の整備も有益な方策と思われる。

3 経営監視体制の強化

- (1) 上記2のような社内規程の制定により、代表取締役自身の規範意識を高め、かつ自己の権限の範囲を認識させるとともに、他の役員にも当該社内規程の周知及び遵守の徹底を図り、代表取締役の職務執行に対する監視・抑制機能を十全化するべきである。

とりわけ、本件では、事情を認識した取締役が、取締役会への報告をしていないという事実が認められることから、重大事案に関する取締役会への報告体制を整備することが急務であると思われる。

- (2) また、法律上、または会計上の重要な問題が生じた際には、コンプライアンスの観点から、発生した事象又は発生する可能性のある事象を審議するコンプライアンス委員会を開催し、その構成員として外部の専門家を選任し、その助言を積極的に取り入れ、コンプライアンス委員会における審議・決定の内容を取締役会における意思決定の際の参考とできるような体制を整備すべきであると思われる。

4 内部監査の強化

今後、対象会社の業務執行が適法、適正になされるためには、内部監査室による内部監査の充実が不可欠であると思われる。そこで、適正な内部監査をなすべく内部監査の業務を担当する従業員の研修・教育を行うなどし、内部監査室による内部監査機能の向上を図るべきであると思われる。

また、内部監査室による調査結果の報告体制を整備することも肝要である。内部監査室と監査役との連携をも視野に入れ、内部監査の実効性を確保できる制度を構築するべきと思われる。

5 内部通報制度の制定及びその周知

社内での不正を早期に発見するためには、個々の従業員から情報を得ることが不可欠である。しかしながら、従業員が不正を発見したとしても、その不正を会社に対して通報したことにより不利益を被るのであれ

ば、従業員からの積極的な通報は望めない。そこで、内部通報した者に関する秘密保持、不利益取扱の禁止を定めた内部通報規程等を制定するなどして内部通報制度を確立し、それを従業員に周知し、内部通報の重要性を説明し、協力を求めることが必要であると思われる。

以 上